

議 案 第 89 号

松戸市新松戸駅東側地区土地区画整理事業立体換地保留床部分取得事業者選考委員会条例の制定について

松戸市新松戸駅東側地区土地区画整理事業立体換地保留床部分取得事業者選考委員会条例を別紙のように定める。

令和2年2月25日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

新松戸駅東側地区土地区画整理事業の施行に関し、立体換地保留床部分の取得に係る事業者を選考するに当たり、市長の附属機関を設置するため。

松戸市新松戸駅東側地区土地区画整理事業立体換地保留床部分取得事業者選考委員会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、松戸市新松戸駅東側地区土地区画整理事業立体換地保留床部分取得事業者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業施行条例（平成31年松戸市条例第17号）第7条に規定する立体換地保留床部分の処分先となる事業者（以下「事業者」という。）の選考に関し、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 募集要項及び事業者の選考基準の策定に関する事項
- (2) 事業者となろうとする者の選考に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 本市の職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例(昭和31年松戸市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

松戸市新松戸駅東側地区土地区画整理事業立体換地 保留床部分取得事業者選考委員会委員	日額 8,500 円
--	------------